

Ⅱ. ふとん品質表示管理規定・規約・要領・規則

1. ふとん品質表示（G F マーク）管理規定
2. コンプライアンス委員会規約
3. 試買テスト実施要領
4. G F マーク使用義務等規則

1. ふとん品質表示（GFマーク）管理規定

（JBAコンプライアンス委員会の設置）

第1条 一般社団法人日本寝具寝装品協会（以下「本協会」という）は、ふとん品質表示規定を適正に施行するために、ふとん品質表示（GFマーク）管理規定（以下「本規定」という）を定める。

2. 本協会は、定款第48条の規定に基づき、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）を設置する。

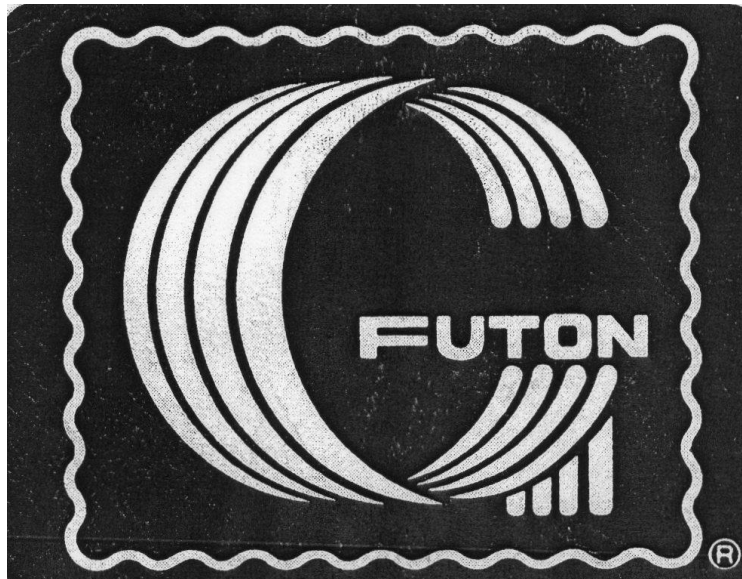
2. 委員会は、東京都中央区日本橋小舟町7番2号を所在とする本協会内に設置する。

3. 委員会の構成ないし運営に関する事項については、コンプライアンス委員会規約にて定めるものとする。

（マークの制定）

第2条 本協会は、ふとんの品質表示を推進するためにマークを制定する。マークとは、次の図に表示する、商標登録第2153978号に係る標章（通称「GFマーク」という）を指す。

GFマーク	サイズ	87cm(横)×67cm(縦)
	色	黒地に銀箔



商標登録第2153978号

(マークラベルの価格)

第3条 マークを用いたラベル（以下「マークラベル」という）の価格は、本協会の理事会において決定するものとする。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、次の業務を行う。

- ① マークの使用許諾に関する業務
- ② 本規定、ふとん品質表示規定、GFマーク使用義務等規則その他本協会が定める諸規定（以下「諸規定」という）について会員に周知徹底に関する業務
- ③ 諸規定についての相談及び指導に関する業務
- ④ 諸規定に違反する疑いがある事実の調査及び措置に関する業務
- ⑤ 一般消費者からの苦情処理に関する業務
- ⑥ その他、諸規定の施行に関する業務
- ⑦ 諸規定の管理運営に関する業務
- ⑧ マークの啓発普及を図るための広告宣伝に関する業務
- ⑨ 寝具寝装品の品質管理の指導に関する業務
- ⑩ 寝具寝装品に係る研究及び開発に関する業務
- ⑪ 寝具寝装品の環境衛生問題等に関する調査及び研究に関する業務
- ⑫ 前各号に附帯する業務

2. 委員会は、上記業務のほかに次の業務を行う。

- ① 委員会は、マークラベルの使用状況及び苦情等に関して結果をとりまとめ公表する。
- ② 委員会は、本協会の会員（以下「会員」という）が行う品質表示及び品質に関する事項についての研究内容についての報告を求めることができる。
- ③ 委員会は、必要であると認めた場合、ふとん品質表示規定の改廃の是非を検討し、改廃案を示さなければならない。

(マーク使用申請及び許諾)

第5条 マーク使用の許諾を受けようとする者は、様式第1のマーク使用許諾申請書及び添付する必要書類を整え、本協会会長（以下「会長」という）宛に申請しなければならない。

2. 会長は、マーク使用許諾申請書を受理した場合には、様式1並びに添付された必要書類に記載されている事項について審査し、その結果を当該申請者に対して通知するものとする。但し、マーク使用を許諾しない申請者に対してはその理由を示し通知するものとする。

3. 会長は、必要に応じて、マーク使用許諾の可否について委員会に意見を諮問することができる。

(マーク使用基準)

第6条 マークを使用できる製品は、ふとん品質表示規定に定められた項目を充足する製品でなければならない。

2. マークを使用できる者は、前条に定めるマーク使用許諾を受けた会員である企業又は組合に加盟する構成員で、かつ、マークの使用を希望する製品の製造及び加工又は販売につき責任を有する者とする。

(違反に対する調査)

第7条 委員会は、諸規定に違反すると疑われる事実があるときは、当該事実に関する会員（以下「関係会員」という）に連絡し、次の各号に定めるところにより、当該事実に関する調査報告をさせることができる。

- ① 委員会は文書をもって関係会員に調査報告をするよう要請し、当該関係会員は当該文書を受領してから20日以内に調査を行い、委員会に報告しなければならない。
- ② 前号の調査報告を要請する連絡については、本協会の事務局が行い、関係会員との連絡内容について委員会に報告するものとする。

2. 関係会員は、委員会から前項に基づく調査報告の要請があった場合は、直ちにこれに応じなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会員において諸規定に違反する事実が発覚した場合、次の各号に掲げるところにより、会長は当該会員に対して、当該違反事実を是正するために必要な措置をとるよう指示することができるものとする。

- ① 会長名をもって、当該会員に対して文書をもって違反の事実を示し、速やかに当該違反の是正を求めるとともに、当該違反の原因と改善策についての報告書（以下「改善報告書」という）を1カ月以内に提出すること。
- ② 委員会が当該会員から提出された改善報告書を審査し、その改善内容が不十分であると判断する場合、会長に報告し、会長の指示により、当該会員に対し、改善方法等を指示すること。

2. 前項に定めるほか、会長は、会員において諸規定に違反する事実が発覚した場合、又は会員が前条に定める調査報告を怠った場合、理事会の承認を得て、当該会員に対し次の各号に掲げる措置をとることができる。

- ① 当該会員に対するマークラベル交付の停止
- ② 当該会員が保有する未使用マークラベルの返還
- ③ 当該会員に対するマークラベル使用許諾の取り消し
- ④ 当該会員が当該違反行為により直接又は間接的に本協会に与えた損害の賠償請求
- ⑤ 当該会員の名前及び違反事実の公表
- ⑥ 当該会員の名前及び当該違反事実の監督官庁への報告
- ⑦ その他、本協会が必要と認めた措置

3. 会員において諸規定に違反する事実が発覚した場合、又は会員が第1条に定める会長の指示に違反した場合、当該会員は、本協会の要求に応じて、次の各号に掲げる措置をとらなければならないものとする。

- ① 当該会員がマークラベルを付した製品を取引先に販売済みのものも含めて回収すること
- ② 当該会員がマークラベルを付した製品の流通ルート及び取引先に販売済みのマークラベルを付した製品の数量を会長に報告すること

(禁止事項)

第9条 会員は、ふとん品質表示規定に抵触する類似の規定を定め又は類似の表示を行うことを旨とする行為を行ってはならない。但し、会員が本規定に基づくマークの表示を行ったうえで、さらに諸規定の主旨を達成するためにする行為については、これを妨げない。

(マーク使用義務等)

第10条 本協会は、GFマーク使用義務等規則において、マークを使用する会員が遵守すべき義務等に関する事項を定める。

(規定及び規則の改廃)

第11条 諸規定を新設又は変更するときは、理事会の承認を受けるものとする。

(その他)

第12条 本規定で定められていない事項については委員会で定めるものとする。

(附則)

令和3年11月1日 改定

2. コンプライアンス委員会規約

1. 一般社団法人日本寝具寝装品協会（以下「本協会」という）は、定款第48条及び本協会が定めるふとん品質表示（GFマーク）管理規定第1条第1項に基づき設置されたコンプライアンス委員会（以下「委員会」という）の構成及び運営に関する規約を、以下のとおり定める。
2. 委員会の委員の定数は、4名以上10名以内とする。
3. 委員の任期は、2年とする。但し、補欠又は増員のため選任された委員の任期は、その前任者又は現任者の残存期間とする。
4. 委員長及び委員の再任は、これを妨げないものとする。
5. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を総括する。但し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理又は代行する。
6. 委員長の選任は、理事会で行うものとする。
7. 委員の選任は委員長が行い、理事会の承認を得るものとする。
8. 委員会は委員長が招集する。
9. 委員会の議長は、委員長が行うものとする。
10. 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その過半数で決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところとする。
11. 委員会は、原則として四半期に1回開催し、運営、企画、及びその他必要事項について審議し、又は決定するものとする。
12. 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成しなければならない。
13. 委員会は、年度末までに次年度の事業計画案及び予算案を理事会に提出し、その承認を得て、会長の意向に沿い事業を行うものとする。
14. 委員会は、その事業活動の状況を定期的に会長及び理事会に報告するものとする。
15. 委員会には、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
16. 専門委員は、委員長が指名する。
17. 任期中の委員を変更するときは、変更届を理事会に提出しなければならない。

（附則）

令和3年11月 1日 改定

3. 試買テスト実施要領

1. 適用範囲

試買テスト実施要領（以下「本要領」という。）は、一般社団法人日本寝具寝装品協会（以下「本協会」という）のコンプライアンス委員会（以下「委員会」という）が行う試買テストについて適用する。

2. 目的

試買テストは、ふとん品質表示（GFマーク）管理規定（以下「管理規定」という）が定めるマーク（管理規定第2条に定めるものをいい、以下同様とする）の運用及びふとんの品質表示の適正化を図るため、一般市場で販売されているマーク付き製品を購入し、表示内容の確認を行い、消費者にマーク及びマーク付き製品に対する信頼を高めるとともに、ふとんの品質向上を図ることを目的とする。

3. 試買方法

- ① 試料の購入は、原則として半期に1回行うものとし、また必要に応じて購入することができる。
- ② 試料の購入時期、購入品目、購入場所、購入方法等は委員会で定める試買方法によるものとする。
- ③ 試料は、ふとん品質表示管理規定第4条の申請に基づき、マークが添付されているふとんを対象とする。

4. 試料の検査

① 検査機関

試料は、本協会が認定する次の検査機関（認定検査機関）で検査を行うものとする。

- （一財）ケケン試験認証センター
- （一財）ニッセンケン品質評価センター
- （一財）ボーケン品質評価機構
- （一財）カケンテストセンター
- （一財）日本繊維製品品質技術センター

② 検査項目

検査項目は、ふとん品質表示規定第3条に定めている項目に基づいて行うものとする。

③ 試験方法

ふとん品質表示検査規定の5（試験方法）による。

5. 検査結果の処理

検査の結果、ふとん品質表示規定第4条（外観及び詰めもの材料）及び第5条（許容範囲）に定める内容に、製品の表示内容が違反しているときは、次の各号に掲げる処置を行うものとする。

- ① 委員会は、本協会会長（以下「会長」という）名をもって当該製品を製造又は販

売している本協会の会員（以下「会員」という）に対し、文書で違反の事実を示し、速やかにその違反事実の是正又は改善を求めると同時に、改善報告書の提出並びに当該製品の回収及び回収報告書の提出を求めるものとする。

- ② 委員会は、当該会員から提出された改善報告書及び回収報告書を審査し、その改善内容等が不十分であると判断される場合には、会長に報告し、会長の指示により、当該会員に対して改善方法等を指導できるものとする。
- ③ 委員会は、前号の求めに応じないと認められた場合、会長に報告し会長の指示により、当該会員に対して、事情聴取を行うことができるものとする。
- ④ 委員会は、前号の事情聴取の結果を会長に報告し、当該会員に対して、必要に応じて会長の指示により改善を求めることができるものとする。
- ⑤ 委員会は、当該会員が前号の求めに応じないと認められた場合、会長に報告し、会長は、管理規定第8条（違反に対する措置）及びマーク使用義務等規則第3条（違反に対する措置）の手続きをとることができるものとする。但し、その場合には当該会員に対して文書をもってその旨を通知するものとする。

（附則）

令和3年11月1日 改定

4. GFマーク使用義務等規則

(目的)

第1条 GFマーク使用義務等規則（以下「本規則」という）は、ふとん品質表示（GFマーク）管理規定（以下「管理規定」という）第10条に基づき、マーク（管理規定第2条に定めるマークをいい、以下同様とする）を正しく使用するために、一般社団法人日本寝具寝装品協会（以下「本協会」という）からマークの使用許諾を受けた者（以下「マーク使用者」という）が遵守すべき義務等を定めることを目的とする。

(マーク使用者の遵守事項)

- 第2条 マーク使用者は、本協会が定めたマークラベル代金を添えて、様式第2のマークラベル交付申請書を本協会に提出し、マークラベルの交付を受けるものとする。なお、理由の如何を問わず、納入されたマークラベル代金は返還しないものとする。
2. マーク使用者は、本協会の指示に従い製品検査報告書（表1）を6ヶ月毎に本協会が認定する検査機関の試験成績書を添付し、本協会に提出しなければならないものとする。但し、JISL2001綿ふとんわたJISマーク表示許可工場については、詰めものの混用率の認定検査機関の試験成績書は不要とし、自社検査書のみの提出で可とする。
 3. マーク使用者は、本協会の指示に従いGFマークラベル在庫報告書（表2）を6ヶ月毎に提出しなければならない。
 4. マーク使用者は、本協会の指示に従い、生産状況報告書（表3）又は製品受入状況報告書（表4）を毎年5月31日までに本協会に提出しなければならない。但し、マークを付した製品が生産、生産受入（製品購買）の両面に関わる場合は、生産状況報告書（表3）及び製品受入状況報告書（表4）の両方を毎年5月31日までに提出しなければならないものとする。
 5. マーク使用者は、自社が製造又は販売する製品に添付する目的以外に、マークラベルを他人に譲渡してはならないものとする。
 6. マークラベルを使用した製品については、その品質、製造方法、販売方法について、マーク使用者が全ての責任を負い、事業者又は消費者からのクレーム等に対応するものとし、本協会には一切の迷惑をかけてはならないものとする。
 7. マークラベルを付した製品を販売、又は販売のために陳列するときは、当該製品において、閲覧する者が見やすい場所にマークラベルを添付しなければならない。
 8. 複数の製品をセットで販売する際にマークラベルを使用する場合は、当該セット販売を行う製品の全てにマークラベルを添付しなければならないものとする。
 9. 製品の内容を表示する目的以外にマークラベルを使用する場合、事前に本協会の許可を得なければならないものとする。

10. マークラベル使用者は、マークラベルを付した製品を法令に違反する方法により消費者に販売している事業者又はそのおそれがある事業者（以下「違反事業者等」という）に対し、直接又は間接を問わず、また法令違反の事実を認識しているか否かを問わず、マークラベルを付した製品を供給してはならないものとする。

11. マークラベル使用者は、次の各号に掲げる事由のいずれかが発生した場合、本協会からの求めに応じて、当該マーク使用者が保有するマークラベルの全てを速やかに本協会に返還しなければならないものとする。

- ① マーク使用者が本協会会員団体を脱退したとき。
- ② マーク使用者が事業を廃止したとき。
- ③ マーク使用者が管理規定第7条（違反に対する調査）に基づく調査報告を怠ったとき。
- ④ マーク使用者が本規則、管理規定、ふとん品質表示規定その他本協会が定める諸規定（以下「諸規定」という）に違反したとき。
- ⑤ マークラベルを変造又は模造して使用したとき。
- ⑥ その他、本協会が必要と判断したとき。

（附則）

令和3年11月1日 改定

(参 考) マーク申請基準

考 え 方	方 法	証 明
1. (目的) 企業として品質管理が実施されているかどうかを見る。		
1-1 品質管理を実施する方針、方法を決めた規定があること。	1-1 製品検査規定又は製品受入検査規定が定められていること。	1-1 製品検査規定又は製品受入検査規定の写しを提出
1-2 品質管理の担当者が組織体系化なされていること。	1-2 以下の3点を明確にすること。 ・品質管理担当者名及び役職名 ・消費者相談窓口責任者名及び役職名 ・検査係名及び役職名	1-2 会社組織図
2. (目的) 品質管理のレベルが、規程の内容を満たすものであるかどうかを見る。		
2-1 品質管理項目が具体的に定められていること。	2-1 管理項目 ①適用範囲 ②検査項目と検査順序 ③検査方式…… ロット、サンプリング方法、サンプル数、検査回数 ④試験方法 ⑤否の判定方法 ⑥検査後の処理…良品、不良品の取扱い方法等 最低限以上の6項目が定められていること。	2-1 製品検査規定又は製品受入検査規定の写しを提出
2-2 検査項目が具体的に定められていること。	2-2 上記管理項目のうち②の検査項目について 検査項目 ・生地 of 鑑別及び混用率 ・詰めものの鑑別及び混用率 ・詰めもの(中わた)の内容量 ・ふとんの寸法 ・ふとんの外観 ・包装、荷姿(製品受入検査規定のみ)	2-2 製品検査規定又は製品受入検査規定の写しを提出

	<p>・その他 以上の項目が最低限定められていること。</p>	
<p>3. (目的) 品質管理が実際に実施されているかどうかを見る。</p>		
<p>3-1 詰めもの(中わた)ごとに製品検査が行われていること。</p>	<p>3-1 検査項目に基づいて、検査設備をもって検査するか、又は外部委託検査を行っているかどうかを明らかにする。</p>	<p>3-1 品質管理実施一覧表 製品検査報告書の写し 但し、混用率、混合率の検査については認定検査機関の証明書（J I Sマーク表示許可工場は詰めものの混用率については自社検査で可）の写しを提出</p>

V. 品質表示者番号の規程・登録申請・報告書関係

1. 品質表示者番号規程

1. 品質表示者番号規程

(目的)

第1条 品質表示者番号規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人日本寝具寝装品協会（以下「本協会」という。）の会員企業、及び会員組合（日本羽毛製品協同組合及び日本ふとん製造協同組合を含む。）に加盟する組合員が取扱う製品に、品質表示を行う際の表示者名として、会員名及び電話番号又は住所で表示することに替え、本協会の名称と電話番号又は住所及び本協会で管理する品質表示者番号（以下「表示者番号」という。）を付することにより、商取引を円滑に行うことを目的とする。

(申請)

第2条 表示者番号の交付を希望する会員は、品質表示者番号交付申請書（様式1）と本規程第5条2の規程による誓約書（様式2）を本協会に提出する。

(表示者番号の交付)

第3条 本協会は、前条の申請書を受理した後、本規程第5条第2項各号に掲げる項目を審査し、適格と判断した時には、品質表示者番号交付書（様式3）により、当該申請者に表示者番号を交付する。

2 本協会は申請者に交付した表示者番号を管理する。

(表示の方法)

第4条 表示者番号を交付された会員（以下「表示者番号登録者」）が表示者番号を製品に付する時は、以下の各号に掲げる事項を標記するものとする。

- ① 本協会の名称
- ② 本協会の電話番号又は住所
- ③ 表示者番号

(責任等)

第5条 本協会は、消費者等から表示者番号に関する連絡、問合せ等を聴取して、表示者番号登録者にその旨を取り次ぐものとする。

2 表示者番号登録者は、次の各号に掲げる事項を遵守する義務を負い、本協会に一切の迷惑をかけないものとする。

- ① 家庭用品品質表示法、製造物責任法及びその他の法令を遵守することについて一切の責任を負うこと。
- ② 表示者番号の使用は製品の品質表示の目的に限定し、その効用を保証するために使用してはならないこと。
- ③ 表示者番号を付した製品の品質表示内容について一切の責任を負うこと。

- ④ 表示者番号を付した製品について、事業者又は消費者からクレーム等があった時は誠意をもって解決すること。
- ⑤ 表示者番号を付した製品について、係争等があった時は自らの責任で解決すること。
- ⑥ 表示者番号を付した製品について、国又は地方公共団体から法令に基づいて調査及び指示等がなされた時は、自ら当事者であることを申し出ること。
- ⑦ 表示者番号を付した製品について問題が発生した時には、事故処理報告書（様式5）でその対応及び処理について速やかに本協会に報告すること、又は本協会から報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- ⑧ 本協会の会員の資格を失った後でも、表示者番号を付した製品に問題が生じた時には前各号に掲げる一切の責任を負うこと。
- ⑨ 表示者番号を付した製品を法令に違反する方法により消費者に販売している事業者又はそのおそれがある事業者に対し、直接又は間接を問わず、表示者番号を付した製品を供給しないこと。

（申請に係わる変更等）

第6条 表示者番号登録者は、第2条に基づく申請事項に変更があった時は、速やかにその旨を本協会に届出るものとする。

（有効期限）

第7条 表示者番号の有効期間は、番号交付の日から3年間とする。

- 2 有効期間の更新は、品質表示者番号登録更新申請書（様式4）により期間終了の2ヶ月前から申請することができる。

（表示者番号の抹消）

第8条 本協会は、次の各号に掲げる事由の何れかに該当する場合は、該当する表示者番号を抹消する。但し、第3号に該当することを理由として表示者番号を抹消する時は、本協会の理事会で抹消する理由が認められた時に限り、抹消できるものとする。

- ① 有効期間が終了したとき。
- ② 本協会の会員を脱退したとき、或は、組合員が本協会の会員団体を脱退したとき。
- ③ 第3条及び第6条の規程に基づいて提出された書面に記載された事項に違反したとき。
- ④ 表示者番号登録者が本規程その他の本協会が定める諸規定に違反したとき。
- 2 本協会は、表示者番号を抹消した時は、表示者番号登録者に通知するものとする。
- 3 表示者番号を抹消された表示者番号登録者は、本協会の要求に応じて、次の各号に掲げる措置をとらなければならないものとする。
- ① 当該表示者番号登録者が表示者番号を付した製品を、取引先に販売済みのものも含めて回収すること

- ② 当該表示者番号登録者が表示者番号を付した製品の流通ルート及び取引先に販売済みの表示者番号を付した製品の数量を本協会会長に報告すること

(経費等)

第9条 本協会は、本規程に係わる業務を遂行するため、申請者又は表示者番号登録者から申請料及び管理費を徴収することができるものとする。

- 2 本協会は、品質表示に関する聴聞内容を本協会理事会に報告する。

付則 本規程は令和4年1月1日から実施する。

- 2 この規程の改廃は本協会コンプライアンス委員会で原案を作成し、本協会理事会により定める。

令和3年11月1日 改定